

「ユニット型介護老人福祉施設」短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
空床利用 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(埼玉県指定第 1176514782 号)

当施設は利用者様に対して短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. (予防)短期入所生活介護計画の作成
6. 当施設が提供するサービスと利用料金
7. 短期入所生活介護利用の中止
8. サービスのご利用方法
9. 身元引受人について
10. 非常災害対策
11. 苦情の受付について
12. 第三者による評価の実施状況
13. 施設利用にあたっての留意事項
14. 秘密の保持
15. 記録の開示
16. ハラスメント行為
17. その他

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 さわらび会
- (2) 法人所在地 高知県高知市五台山 3780-1
- (3) 電話番号 088-885-0800
- (4) 代表者氏名 理事長 水上 佳与子
- (5) 設立年月 平成5年4月28日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
短期入所生活介護（予防短期入所生活介護）空床利用型
埼玉県指定 1176514782 号

(2) 施設の目的

《短期入所生活介護事業》

ご利用者の心身の状態を適切に把握し、その状態に応じ自立した日常生活を過ごすことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の 日常生活上の援助及び機能訓練により、ご利用者の心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の介護の軽減を図ります。

(3) 当施設の運営方針

- ①ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。
- ②事業所は、ユニットケアの特性を生かし、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行います。
- ③サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ご利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止を目指し、認知症の状況 等ご利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行います。
- ⑤自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(4) 施設の目的

《予防短期入所生活介護事業》

ご利用者が、自立した日常生活を過ごせるよう、要支援状態の維持、改善を図り、要介護状態になることを予防し、日常生活上の支援を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、ご利用者の生活機能の維持向上を目的とします。

(5) 当施設の運営方針

- ①ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めます。

- ②事業所は、ユニットケアの特性を生かし、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行います。
- ③サービスの実施に当たっては、介護予防支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ご利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止を目指し、目標を定めて計画的に行います。
- ⑤自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治医とも連携を図りつつ、常にその改善に努めます。
- ⑥サービスの提供にあたり、ご利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して行います。
- ⑦ご利用者が、持っている能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めます。ご利用者が持っている能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮いたします。
- ⑧サービスの提供にあたり、ご利用者とのコミュニケーションを十分に努める等、ご利用者が主体的に事業に参加できるように努めます。

- (6) 施設の名称 介護老人福祉施設 ブエナビスタ
- (7) 施設の所在地 埼玉県さいたま市桜区西堀 4-8-24
- (8) 電話番号 048-872-0311
- (9) 開設年月 平成 28 年 4 月 1 日
- (10) 入所定員 96人
- (11) 建物の構造 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建
建物の延べ床面積 4,142.49 m²

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

完全個室にて、在宅に近い居住環境で、利用者様一人ひとりの個性・生活のリズムに沿い、また、他人との人間関係を築きながら日常生活を送っていただけるよう、設備を整えました。

ユニットの設備	室数	備考
居室（1人部屋）	96室	ナースコール・エアコン・洗面台・チェスト・ベランダ等完備 洋室
談話コーナー	1室	共同生活コーナーとして利用

共同生活室	1室	キッチン完備
浴槽	1室	ユニットに1か所 個別浴槽

ユニット外の設備	室数	備考
ケアマネ・相談室	1室	
浴室	2室	特殊浴槽（機械浴等）
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、利用者様に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者様やご家族等と協議のうえ決定するものとしてします。

☆居室に関する特記事項

- ・居室（個室）には、エアコン・洗面台・チェスト・ベランダ等を完備しております。
- ・談話コーナー（共有）はいつでもご利用いただけます。
- ・共同生活室その他共有スペースはご自由にご利用いただけます。
- ・各ユニットに浴槽を完備しております。
- ・利用者様ご親族が、利用者様の個室に宿泊を希望される場合は、担当介護職員にご相談ください。

(2) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

居住費	5 — (3) — ② 参照 (8ページ)
-----	-----------------------

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、利用者様に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者様に対してユニット型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。(96床)

職種	常勤換算	業務内容
施設長（管理者）	1名	事業所の職員の管理及び業務の管理に関すること。
医師（嘱託）	0.1名以上	入所者に対し医療に関する処置や指導及び健康管理に関すること。
生活相談員	1名	入所者の生活に関する相談、助言及び入退院、入退所等の業務に関すること。
看護職員	4名	入所者の健康管理に関すること。 入所者の日常生活の介護に関すること。
介護職員	45.0名	入所者の日常生活の介護に関すること。
管理栄養士	1名	入所者の食事の提供及び栄養指導に関すること。
機能訓練指導員	1名	入所者の機能回復訓練 入所者の日常生活の介護に関すること。
介護支援専門員	1名	入所者の介護サービス計画を作成業務に関すること。 入所者の日常生活の介護に関すること。
事務員	1名以上	事務作業に関すること。

令和6年4月1日 現在

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師（嘱託）	毎週木曜日 9：15～11：15
2. 医師（医務室管理者）	火・水以外 7：30～9：30
3. 介護職員	標準的な勤務時間帯 早出 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 遅出 13：00～22：00 夜勤 22：00～7：00
4. 看護職員	日勤 8：30～17：30

5. 生活相談員	日勤 8:30~17:30
6. 介護支援専門員	日勤 8:30~17:30
7. 管理栄養士	日勤 8:30~17:30
8. 機能訓練指導員	日勤 8:30~17:30
9. 事務員	日勤 8:30~17:30

5. (予防) 短期入所生活介護計画の作成

ご利用期間が4日以上の場合、ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「(予防) 短期入所生活介護計画」を作成します。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

① 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者様の身体の状況を考慮した食事を提供します。また、利用者様の体調及び嗜好により食事内容を一部選択して頂くことが出来ます。
- ・利用者様の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。ご希望があれば自室での食事も可能です。

(食事時間) ※あくまでも目安の時間です。利用者様個別のペースに合わせご希望の時間に提供させていただきます。ただし、食物ですので大幅な時間延滞が生じた場合は、廃棄させていただく場合がございます。

各ユニットにてご用意させていただきます。

朝食・ 8:00~

昼食・ 12:00~

おやつ・ 15:00~

夕食・ 17:30~

食事の提供に当たっては別途利用料金をご負担いただきます

食費	5 — (3) — ① 参照 (9ページ)
----	-----------------------

※上記は、介護保険の給付対象となりません。

②入浴

- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・ご希望により各ユニットに設置いたしております個別浴用浴槽をご利用いただけます。
- ・入浴前に体温等の測定を行いますが状態によっては入浴を中止し、清拭にて代替させていただきますことがございます。週2回の入浴を基本とします。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。
*温水洗浄便座を完備しております。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

当施設が提供する上記サービスについて、利用料金が介護保険から給付されるサービスと利用料金の全額をご契約者にご負担いただくサービスがございます。

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）

- *入浴、排泄、機能訓練、健康管理、その他自立への支援については、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

（サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります。）

《ユニット型（予防）短期入生活介護サービス費》

要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
利用料	5,729 円	7,104 円	7,624 円	8,360 円	9,173 円	9,941 円	10,689 円	
自己負担額	1割	529 円	656 円	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
	2割	1,058 円	1,312 円	1,408 円	1,544 円	1,694 円	1,836 円	1,974 円
	3割	1,587 円	1,968 円	2,112 円	2,316 円	2,541 円	2,754 円	2,961 円

〈加算要素について〉

利用者様のご要望及び状態により、下記の加算が別途発生致します。

☆加算要素の自己負担額

加算区分	負担	金額
送迎加算	片道につき	199円
療養食加算	1食	6円
サービス提供体制加算（Ⅰ）	1日	19円
看護体制加算（Ⅰ）	1日	5円
看護体制加算（Ⅱ）	1日	9円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1日	19円
個別機能訓練体制加算	1日	61円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数×1.083%	
介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数×0.027%	
介護職員処遇改善交付金（ペースアップ等支援加算）	利用料×0.016%	

☆通常の送迎範囲 さいたま市

※上記の送迎範囲以外は、要相談でお願い致します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。

(3) 介護保険の対象とならないサービス（契約書第6条参照）

*以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食費

食材料費及び調理費について実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。

所得区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1日あたり	300円	600円	1,000円	1,300円	1,711円
1ヵ月あたり (30日)	9,000円	18,000円	30,000円	39,000円	51,330円

②滞在費

当施設はユニット型介護老人福祉施設として基準を満たしております。つきましては居住費として別途ご費用の負担をお願いします。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方には、その認定証に記載された居住費の金額のご負担となります。

所得区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1日あたり	880円	880円	1,370円	1,370円	2,495円
1ヵ月あたり (30日)	26,400円	26,400円	41,100円	41,100円	74,850円

③理髪・美容

[理容・美容サービス]

理容師・美容師の出張による理髪サービスを実施致します。料金は別紙のとおり発生致しますので、ご希望の方はお申し出下さい。

実施日 毎月第3火曜日 午前中

カット顔そり	¥1,930
カラー	¥4,580
パーマ	¥4,900
ヘアマニキュア	¥4,590
シャンプー	¥620

⑤レクリエーション、サークル活動

利用者様の希望によりレクリエーションやサークル活動に参加していただくことができます。利用者様のご希望等に応じ、随時設定いたします。

*利用料金：材料代等が生じた場合、実費をいただきます。

1) 主なレクリエーション行事予定

利用者様のご要望とスタッフの共同にて随時設定いたします。

2) サークル活動

利用者様のご要望とスタッフの共同にて随時設定いたします。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活で便宜に係る費用 1日あたり200円 希望の有無

※日用品費（洗濯代等）

(4) 利用料金のお支払い方法

料金・費用は、月末締めで翌月の15日までに請求書を発行いたしますので、25日までにいずれかの方法でお支払いください。

※引き落とし日の前日までに、口座へご入金くださいますよう、お願い致します。

(25日が土・日祝日の場合は前営業日までにご入金ください)

ア. 口座引き落とし

(ご利用できる金融機関： ゆうちょ銀行・埼玉りそな銀行)

※ゆうちょ銀行は、手数料負担はありません。

埼玉りそな銀行は、110円の手数料が自己負担となります。

(5) 入所中の医療の提供について

<協力医療機関>

医療機関の名称	三愛病院
所在地	埼玉県さいたま市桜区田島4-35-17
診療科	総合診療科・心臓血管外科・循環器科・外科・消化器外科・消化器内科・呼吸器科・整形外科・脳神経外科・形成外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻いんこう科・麻酔科・リウマチ科・ガンマナイフ・歯科口腔外科・内科・神経内科

<協力歯科医療機関>

医療機関の名称	荒川歯科医院
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和2-43-6 パルシャス1階

(6) 身体拘束廃止・虐待の防止

事業者及び従業者は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。その場合には社会福祉法人さわらび会の身体拘束に関する指針に基づき、利用者、利用者の後見人、利用者の家族又は身元引受人へ十分な説明をし同意を得るとともに、その態様及び期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録します。

事業者は、社会福祉法人さわらび会虐待防止に関する指針に基づき、従業者への教育を徹底するとともに、いかなる場合においても利用者に対し虐待行為は行いません。

(7) 緊急時の対応

利用者様の状態に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに身元引受人に連絡し、協議の上、主治医またはあらかじめ事業者が指定した協力医療機関への受診等の措置を講じます。尚、必要が生じた場合には、緊急車両等にて協力医療機関もしくは救急指定病院へ救急搬送させていただきます。状況によりご家族様への連絡は対応後になる場合がございます。

(8) 事故発生時の対応

利用者様の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者様の身元引受人等に連絡すると共に必要な措置を講じます。

- ・事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐため次の対策を講じています。

※事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しています。

- ・事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しています。
- ・事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を定期的に行っています

(9) 感染症対策

感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ・感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を 2 カ月に 1 回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。
- ・感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備しています。
- ・介護職員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための

研修を定期的実施しています。

- 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿って対応します。

7. 短期入所生活介護利用の中止

(1) 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

入所日の3日前午後5時までにご連絡頂いた場合	無料
入所日の3日前午後5時までにご連絡頂かなかった場合	1日分の介護報酬額の50%分

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所して頂く場合があります。

- ① お客様が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

8. サービスのご利用方法

(1) サービスの利用

- お電話等でお申し込み下さい。
- ご利用期間決定後、契約を結びます。
- 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

① お客様の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、お申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- お客様が介護保険施設等に入所した場合
- 要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 被保険者資格を喪失した場合
- お客様がお亡くなりになった場合

③その他

次の場合、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させて頂くことができます。なお、この場合、予約は無効となります。

- お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うように催促したにもかかわらず30日以内に支払わない場合。
- お客様が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの不当行為を行った場合。
- やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合。

9. 身元引受人について（契約書第16条参照）

原則として、代理人の方に身元引受人をお願いいたします。身元引受人は、利用契約が終了した後、当施設に残された利用者様の所持品(残置物)を引き取っていただく方です。利用者様自身が引き取れない場合に備えて代理人を定めていただきます。また、引渡しにかかる費用については、利用者様又は代理人にご負担いただきます。

10. 非常災害対策

- 連絡網により可能な限り職員を招集します。
- 災害時などに備え非常用備蓄食品を常時保有します。
ご家族に速やかにご連絡いたします。
- 防災設備
全館スプリンクラー、火災報知器、非常用放送設備、非常用自家発電施設などがそなわっております。また、施設内各所に消火器を備え付けております。
- 防災訓練
年2回、消火訓練、避難誘導訓練、地震訓練などの防災訓練を実施いたします。

11. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 管理者

○苦情受付窓口 生活相談員

048-872-0311

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前8:30～午後5:30

<第三者委員>

大滝 裕子 (民生児童委員) 連絡先: 090-6562-7908

また、投書箱をホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

さいたま市 保健福祉局 長寿応援部 介護保険課	所在地 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 さいたま市役所2階 電話番号 048-829-1264 受付時間 8:30~17:15
さいたま市桜区役所 健康福祉部 高齢介護課	所在地 さいたま市桜区道場四丁目3番1号 電話番号 048-856-6177 受付時間 8:30~17:15
埼玉県国民健康保険団体連合会	所在地 さいたま市中央区大字下落合1704番 電話番号 048-824-2568 受付時間 9:00~17:00
埼玉県運営適正化委員会	所在地 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1階 電話番号 048-822-1243 受付時間 9:00~16:00

12. 第三者による評価の実施状況

現在、当施設において第三者による評価の実施はしていません。

13. 施設利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

お品物により、お持ち込み制限をさせていただく場合がございます。

所持品・衣類には、すべて氏名をご記入ください。

(2) 面会

面会時間午前8:30~午後7:30

※来訪者は、必ず2階事務所に面会名簿をご記入して頂き面会札を下げ、面会をお願い致します。また、食べ物をお持ち込みの際は、その都度、職員に届け出てください。

※感染症蔓延の危険性がある場合は、面会の制限若しくは、中止させて頂く場合もあります。

(3) 外出・外泊

外出・外泊される場合には、事前にお申し出いただき、届出書をお書きください。

(4) 居室、設備、器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。

(5) 食事

食事が不要な場合は、前日午後 5 時 30 分までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(6) 喫煙

決められた場所以外での喫煙はお断りさせていただいています。

(7) 迷惑行為等

騒音等他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。

(8) 金銭、貴重品の管理

高額な金銭の所持はお控えください。ご本人持ちの金銭は各人の責任において保管してください。万一、紛失した場合は責任を負いかねます。施設利用期間中の施設管理を希望される場合はお申し出ください。

(9) 宗教活動

他の人の迷惑にならないようにしてください。又、勧誘については御遠慮ください。

(10) その他

利用者様の離脱防止等安全確保のため、入所時に顔写真の撮影をさせていただきます。

14. 秘密の保持（「個人情報保護方針」参照）

サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密を契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

15. 記録の開示

利用者様又はご家族の求めに応じて、介護及び看護の記録を開示します。

サービス提供記録も同様です。記録の閲覧・複写の請求についての申請交付の受付

時間は8：30～17：30とします。

16. ハラスメント行為

事業所は、正当な理由がなく、介護福祉施設サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合には介護福祉施設サービスを終了させていただくとともにただちに当該市区町村に報告を致します。

①介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合

②偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合

③下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされた場合

●暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げる
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

●セクシャルハラスメント

- ・介護従事者の身体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話しや卑猥な言動をする等

●その他

- ・介護従事者の自宅や住所、電話番号を聞く
- ・ストーカー行為等

17. その他

(1) 身元引受書、遺留金品引受書の締結

(2) 個人情報の取扱について

利用者様に安心してご利用していただくために、安全な介護を提供するとともに、利用者様及びそのご家族様の個人情報の取扱にも、万全の体制で取り組んでいます。

但し、当施設では利用者様の居室間違い防止のため、従来どおり居室に名前を表示しております。同意していただけない場合は、その旨お申し出ください。